

鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年のがん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 支援事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、他の制度において同等の助成又は給付を利用できる場合は、他の制度を優先するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 40歳未満の者
- (3) 治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な者

(対象サービス等)

第3条 支援事業において提供するサービスは、次に掲げるものとし、第11条の助成金の対象とする。

- (1) 訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助とする。）
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 福祉用具購入
- (5) 住宅改修費

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げるものを第11条の助成金の対象とする。

- (1) 申請に係る経費（第4条に規定する医師の意見書等作成料をいう。）
- (2) 交通費（通院等に係るタクシー運賃等をいう。）

(申請)

第4条 支援事業を利用しようとする対象者又は家族（以下「申請者」という。）は、支援事業利用申請書（様式第1）に、第2条第3号の要件を満たす者であることが確認できる医師の意見書として支援事業意見書（様式第2）等を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、支援事業利用認定（不認定）通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用を認定した場合は、申請書及び利用認定通知書の写しを鹿児島県知事

に提出するものとする。

3 支援事業の利用開始は、申請のあった日とする。

(意見聴取)

第6条 市長は、支援事業の利用認定に当たり必要と認める場合には、対象者について医師の意見を求めることができる。

(変更等の届出義務)

第7条 申請者は、支援事業に基づくサービスの利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、支援事業変更（廃止）申請書（様式第4）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所等申請内容に変更が生じたとき

(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき

(変更等の決定及び変更通知)

第8条 市長は、前条の規定による変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更の可否を決定し、支援事業利用変更認定（不認定）通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取り消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき

(2) その他市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の中止又は取り消しをしたときは、支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

(サービス利用)

第10条 第3条に掲げるサービス等の利用料（以下「利用料」という。）は、それぞれの対象経費について、一人あたり次の表に掲げる金額を上限額とする。

| | 対象経費 | 対象年齢 | 上限額 |
|---|----------------------------------|------------|-----------|
| 1 | 訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス費 | 0歳から19歳まで | 月額50,000円 |
| 2 | 訪問介護及び訪問入浴介護に係るサービス費及び福祉用具貸与の利用料 | 20歳から39歳まで | 月額80,000円 |
| 3 | 福祉用具購入費 | 20歳から39歳まで | 50,000円 |
| 4 | 住宅改修費 | 0歳から39歳まで | 200,000円 |
| 5 | 認定に係る経費 | 0歳から39歳まで | 5,000円 |
| 6 | 交通費 | 0歳から39歳まで | 7,000円 |

2 18歳又は19歳の対象者で、小児慢性特定疾病医療費助成（鹿児島市児童福祉法施行細則（平成8年規則第32号）に基づく助成をいう。）を受けていないものに係る前項の表の適用については、同表2の項中「20歳から39歳まで」とあるのは、「18歳から39歳まで」と読み替えて適用する。

（公的負担）

第11条 市長は、申請者が要した利用料の一部を助成金（以下「助成金」という。）として負担するものとし、その額は、前条に定める利用料の額に100分の90（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）に属する者にあつては、100分の100）を乗じた額とする。

（サービス提供事業者への依頼等）

第12条 申請者は、自ら訪問介護サービスを提供する事業者等（以下「事業者等」という。）にサービス等の提供を依頼するものとする。

2 市長は、申請者から当該事業者等の選定等について相談があつた場合には、介護保険法に基づき鹿児島県及び鹿児島市が指定した訪問介護サービス提供事業者を推奨するなど、必要な情報を提供することとする。

3 申請者は、サービスを利用した場合、次条第3項の規定により助成金の請求及び受領を委任するときは利用料の額に100分の10を乗じた額を、委任しないときは利用料の全額を申請者負担分として事業者等に支払うものとする。ただし、被保護世帯に属する者にあつては、この限りでない。

（助成金の請求及び支払）

第13条 助成金の請求者（以下「請求者」という。）は、申請者又は助成金の請求及び受領に関する委任を受けた事業者等とする。

2 申請者が、利用料の全額を支払った場合は、支援事業助成金交付請求書（様式第7）に支援事業実施報告書（様式第8）及び領収書を添付し、市長に請求するものとする。ただし、サービスを利用している期間中であっても、月単位で請求することができるものとする。

3 助成金の請求及び受領に関する委任を受けた事業者等は、利用料から申請者が事業者等に支払った額を除いた利用料に相当する額を、支援事業助成金交付請求書及び支援事業実施報告書により市長に請求するものとする。ただし、サービスを提供している期間中であっても、月単位で請求することができるものとする。

4 市長は、請求者から利用料の請求があつたときは、内容を審査し、適当と認められる場合に助成金を支払うものとする。

5 申請者がサービスを利用した日から助成金を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。